

施術事故を利用した詐欺（当たり屋的）事件

事例 1

2009年9月8日に会員である岡山の整体院から相談を受けました。肩こりを主訴に初めて来院された利用者（山口県在住 40歳前後の男性）が施術中に上腕を動かすと強い肩痛を訴えたため、施術を中止、利用者とともに病院へ行ったとの電話がありました。その後、施術した本人から連絡があり、病院の診断名は「肩関節の脱臼」で利用者は「初めて脱臼した」ということです。病院で腕を固定し、しばらくは仕事ができなと思われましたが、利用者の申し出により当日の整形外科治療費（保険証なし 10割負担）を会員が支払うことを条件に、その場で口頭で解決したとの報告を受けました。関節脱臼は簡単に起きるものではないので若干不信の念を抱きましたが、当協会では解決報告として処理しました。

事例 2

2日後の9月10日に、今度は会員である滋賀県の整体院からほぼ同じ内容の相談が入りました。ただ事例1と違う点は、診察の後に、「たぶん、一ヶ月は仕事ができないから、夕方、休業損害の話し合いに行くから」と言われたことです。それを聞いた会員は、当協会にすぐ相談の電話をしてきました。

経過

事例2の内容が事例1と酷似していたので、岡山の会員へ電話連絡をとり、利用者の詳細な情報を確認したところ、同一人物である疑いが強まりました。脱臼した2日後に、上腕部の固定もせず整体院を利用したという行動や病院へ行った際に、再度利用者は「初めて脱臼した」と話をしていたとのことから、詐欺・当たり屋的事件の疑いがあり当協会から滋賀県警の所轄警察署へ2件の事件の類似点を話し現地での対応を依頼しました。

当協会の要望が聞き届けられ、警察官が整体院へ急行し、休業保障の話をするために整体院へやってきた利用者に職務質問が行われました。

結果は、当たり屋的な要素はあるが詐欺としては立件できないとの見解から、逮捕されることはありませんでした。ただ、職務質問時に利用者の発言内容に多くの虚偽あったことなどから、今後、整体院へ金銭を要求する連絡した場合は、恐喝罪が適用される旨が伝えられました。

★ ★

事例2では、病院での治療費以外の被害を防ぐことができたと考えています。

被害を最低限に防ぐことができた最大の要因は、両会員からタイムリーな情報提供を受けられたことです。

事例1の会員が「話が解決したから相談しなくても…」と連絡がなければどうなっていたでしょうか？

整体院が対象となった事例を挙げましたが、どのような店舗においても起こりうることです。

実際に施術事故を起してしまったのであれば誠意を持って対応しなければなりません。万が一、このような利用者に遭遇してしまった場合、どんなに怪しいと思っても裏づけが取れなければ対処することはできません。会員の皆様の情報バンクとしての役割を担うため、数多くの情報をお寄せ下さい。

★ ★ ★

JHAでは施術家皆様の協力により日々寄せられる情報をもとに今後もよりよいクレーム対応のアドバイスができるよう努力してまいります。

【本会会員には電話による無料アドバイスを行っておりますので、少しでも不安なことがございましたらお早めにご連絡下さい】

JHAでは詐欺などの疑いがある情報提供（相談）を会員以外の方からも幅広く受け付けておりますのでご遠慮なくご連絡下さい

・無料相談（アドバイス）・手技療法に関する情報提供・当協会ホームページへの求人情報の無料掲載・賠償責任保険の適用

国家資格者
会員種別
正会員 A 準会員

すべての手技療法家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間資格者
会員種別
正会員 B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問合せ下さい】

JHA 一般社団法人 日本治療協会

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

© JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ©

TEL: 03(5289)8171

FAX: 03(5289)8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

郵送先 〒101-8691 郵便事業株式会社 神田支店 私書箱46号

E-mail: info@jha-shugi.jp